

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則素案についての意見募集結果

平成21年1月23日

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則素案について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、3団体から、延べ13件のご意見が寄せられました。ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方
1 道外産業廃棄物の搬入事前協議（条例第24条関連）	
「北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則」における各種申請や届出について、手続が煩雑にならないようにすること。	道外排出事業者等の負担を軽減する観点から、条例に基づき道外産業廃棄物の搬入を行った道外排出事業者等が、搬入の期間終了後、引き続き協議を行う場合、「道外産業廃棄物の性状の分析結果を示す書類」を除き、前回提出した内容に変更がない書類の添付を省略できることとしています。  [B]
産業廃棄物を循環的に利用するため道外から持ち込む場合は、産業廃棄物の種類や量、処理の内容等について、初回の協議以降、変更がない場合には2年目以降の手続を可能な限り簡素化すること。	
(と同様の意見のため記載省略)	
優良事業者を認定して、事前協議等の手続きを緩和するようなことを検討してほしい。	今後、優良産業廃棄物処理業者の育成を推進していく中で、検討して参ります。  [C]
本条例及び条例施行規則（素案）は、産業廃棄物の処理に関する適正な運用を図ることにより循環型社会の形成（廃棄物の排出削減・有効利用等）及び生活環境の保全（不法投棄の防止）を図ることを目的とした実効ある規則であると理解している。 条例施行規則（素案）では、知事への事前協議書の届出対象物を、 ・ 道外において排出された産業廃棄物 ・ 道外において中間処理された中間処理産業廃棄物 と規定し、産業廃棄物を対象としており、これまで「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」において事前協議対象物となっていた鉄鋼スラグや容器包装リサイクル法に規定するその他プラスチック等の循環資源など、本来、JIS規格品や、既に製品としての販売実績や位置付けが明確な物、更には再生利用されることが明確であるものは対象外とするべきと考える。 また、本条例規則素案の施行後は、「指導指針」の運用は廃止され、資源循環利用の一層の促進を図っていくべきと考える。  [C]	本条例に基づく事前協議の対象は、条例第24条第1項に規定のとおり道外において排出された産業廃棄物及び中間処理産業廃棄物であり、道外で排出された一般廃棄物や廃棄物に該当しないものは事前協議の対象になりません。 なお、これまで、「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」に基づく行政指導として実施されていた事項のうち、条例及び施行規則で規定された事項については、同指針から削除することとします。  [C]

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>道外産業廃棄物の搬入を行っている道外中間処理業者の大半は、日本全国に搬入ルートを持っており、道内への搬入に当たり条例に基づく事前協議が実施されると、北海道への搬入を拒否することも予想されることから、従前の指導指針に基づいて「道外産業廃棄物の搬入事前協議」を終了している場合、本条例においても事前協議を終了しているものと見なししていただきたい。</p>	<p>行政指導である「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」に基づいて行われた手続きを、条例に基づく手続きと見なすことは困難ですが、道外排出事業者等の負担を軽減する観点から、条例に基づき道外産業廃棄物の搬入を行った道外排出事業者等が、搬入の期間終了後、引き続き協議を行う場合、「道外産業廃棄物の性状の分析結果を示す書類」を除き、前回提出した内容に変更がない書類の添付を省略できることとしています。 [B]</p>
<p>廃プラの受入契約を結んでいる道外中間処理業者数は数十社にも及び、毎年の事前協議の調整に膨大な時間と労力がかかることから、事前協議が終了している事業所から受けている廃棄物と同一品目・性状、同一処理の廃棄物を他の道外事業者から受け入れる場合、変更届ですむようにしていただきたい。</p>	<p>条例に基づく事前協議は、道内で受け入れを行う事業者ではなく道外排出事業者等が知事と行うこととされています。</p> <p>なお、道外排出事業者等が自社の排出事業場を追加する場合の手続きについては、変更協議を要しない軽微な変更としており、変更届ですむようにしているところです。 [B]</p>
<p>継続事業の場合、毎年の事前協議手続きの際、審査の遅れ等で搬入が途切れることのないように留意していただきたい。</p>	<p>条例では、懸念されている事態を防ぐ意味からも、道外排出事業者等が道外産業廃棄物を道内に搬入する日の60日前までに協議を行うこととされています。</p> <p>事前協議に関する事務については、協議が遅延することのないよう努めてまいります。 [C]</p>
<p>「条例で定めるもののほか、道外産業廃棄物の搬入事前協議を要しない施設」の中に、再生利用率が著しく高い（例えば98%以上）、残渣発生率が極端に少ないセメント工場などを循環推進の視点から加えていただきたい。</p>	<p>道外産業廃棄物については、北海道廃棄物処理計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことのほか、運搬や積み替え、一時的な保管等が適正に行われることを確認するため事前協議を行うこととされているところですが、ご意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。 [C]</p>
<p>2 その他 循環型社会形成の推進に向けたご意見など</p>	
<p>道内から発生する廃棄物は優先的に利用しているが、最終埋立処分されているリサイクル可能な廃棄物がかなりあると思われるので、再利用可能なシステムを構築することにも力を注いでいただきたい。</p>	<p>本条例は、循環型社会の形成に関し、道等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図り、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。</p> <p>今後とも、ご意見の趣旨を踏まえながら、本条例に基づき、3Rの推進、循環型社会ビジネスの振興、廃棄物等の適正な処理の推進等の施策を推進することにより北海道らしい循環型社会の形成を目指して参ります。 [C]</p>
<p>道内の経済規模（廃棄物発生量・集積規模）が小さく、再生利用システムが未熟なことから、効率的・経済的な廃棄物リサイクルシステムを確保するために道外品を使わざるを得ない状況にある。</p>	
<p>本条例の循環資源の適正処理・不法投棄防止といった目的は理解できるが、事業者側から見ると「北海道循環型社会形成の推進」という名称と条例及び規則（素案）の一部がそぐわず、再生利用の拡大を謳いながら再生利用事業者を拘束する規制になっているように思われる。</p>	

「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先  
環境生活部環境局循環型社会推進課  
(循環調整グループ)  
電話011-204-5196